

別表第 2(第 6 条関係)

区分	補助対象設備	補助金額	補助限度額
ア	太陽光発電システム	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額 ※左欄に掲げる補助対象設備の同時申請は可能とする。	20 万円
イ	蓄電池システム		
ウ	高効率空調		
	業務用給湯器		
	高効率コージェネレーション		
	冷凍冷蔵設備		
	LED 照明器具		
	窓の断熱		
	玄関ドアの断熱		
	外壁の断熱		
	屋根の断熱		

※区分ア、イ、ウの同時申請は可能とする。すべての補助対象経費の合計に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。